

# 19世紀ドイツの経済学観

—— シェーンベルク版ハンドブックをめぐって ——

小 林 純

## はじめに

シェーンベルグ編の『経済学ハンドブック』*Handbuch der Politischen Oekonomie* は2冊本で1882年に発行された<sup>1)</sup>。まずはじめにこれを紹介するため、編者序文を長めに引用する。

「ポリティカル・エコノミーの全領域をカバーする、最近の研究状況にみあった書物がないという嘆きの声が、何年も前から諸方より聞かれた。この学問では最近二十年の間に研究がずいぶんと深まり、対象領域が著しく拡大した。重要な基本問題はすっかり新しい形になり、ほかの多くの問題も著しい訂正や補完を受けた。だが新たな研究の成果はほとんどもっぱら専門的個別論文の形で出されている。それだけに欠落はいっそう強く感じられた。加えて、多くの経済的時事問題が、利害関係者や政党の見解を前にした広範な教養層のうちに、党派や一面的な利害を超えた学問的研究およびその教えについて容易かつ確実に学びたい、という強い要求を呼び起こした。

最近出された定評ある教科書は、これまでのところこの学問の一部しかカバーしておらず、もっと前の全領域をカバーしている教科書も古びてしまい、またほとんどが純粋に大学の授業目的用でしかなかった。

このハンドブックはこの欠点を除去し、学問的文献の空白を埋めようとするものである。これは大学教育の教科書たらんとするが、同時に、実務生活を営み、自己の関心をひく経済事情のただなかにあつてこの学問の教えについて情報を得ようとしているすべての人々にその情報を与えようとするものでもある。本書は、人口論、財政学、さらには行政学 *Verwaltungslehre* (*Polizeiwissenschaft*) の中でもポリティカル・エコノミーと深く関連する部分、とくに統計、行政官庁の組織、保健衛生および保健行政、狩猟行政、救貧お

---

1) *Handbuch der Politischen Oekonomie*. Hrsg. v. Gustav Schönberg, Tübingen: Laupp 1882. 2 Bde.

よび救貧行政、道徳行政を含めた国民経済学 Volkswirtschaftslehre をカバーする。どの項でも立法は詳細に検討され、歴史のおよび統計的資料は多量に提供されている。未決の時事問題は、学問的著作において可能な範囲で議論されている。」(Bd. I, S. III)

このハンドブックは4版まで出されたが、マックス・ヴェーバーを編者とする「社会経済学要綱」(Grundriss der Sozialökonomik, GdS)は、まずはその後継企画として着手されたものである。このハンドブックには、いわゆる「方法論争」の当事者であるシュモラー (Gustav von Schmoller, 1838 1917) が初版に、メンガー (Carl Menger, 1840 1921) が第2版にそれぞれ書評を書いている。本稿ではこの二つの書評を手掛かりに、19世紀ドイツにおける経済学観を眺望してみたい。

序文に示されるように、このハンドブックは将来の官吏たる学生や実務家の要求に応えようとして、極めて包括的な領域をカバーしている。ドイツでは前の世紀より官吏養成の学としての官房学 Kameralismus の歴史が根強くあって、この統治のための知識体系と、アダム・スミスの『国富論』導入により始まったポリティカル・エコノミーという新たな知識体系とを統合することが19世紀初頭の課題となっていた。日本語では経済学と表記されるが、ドイツ語では様々な表現が用いられており、それらの表記によって何が含意されているかを見るだけでも「経済学観」の変遷をたどれそうである。ただ、シェーンベルク版のような教科書がどんな素材をいかに編成しているかを見れば、より内容に即した展開史を追うことができよう。

ここでは研究史に頼りつつ、定評のある教科書の目次を参考にして、少し長いスパンでドイツの「経済学観」を眺めてみたい。近年、邦人の手によるドイツ経済思想の通史が、しかもかなり長いスパンをおおうものが出され、全体像を得ることがずいぶん容易になった<sup>2)</sup>。とはいえ Nationalökonomie, Volkswirtschaftslehre, politische Ökonomie, Wirtschaftswissenschaft の語がいずれも「経済学」と表して通じる場合があるため、その分、逆に言語の壁の高さにはやはり悩まされよう。

シュモラーもメンガーも経済学史上に一時代を画するインパクトを与えた人物として知られているが、このような作業を背景におくことで「方法論争」の両当事者が自覚していた学的課題をさらに深く理解することができよう。シュモラーの場合にはロツシャー (Wilhelm Roscher, 1817 1895) に始まる「歴史学派」からの新たな出発が、メンガーでは「ドイツ歴史学派」の「理論」観の批判が、それぞれ意図されていた。それがどんな質をもつものであったのかを明らかにすることにより、20世紀初頭になされたドイツ歴史学派とオーストリア学派の統合と目される GdS プロジェクトの経済思想史上の位置が見えてくるのではないか——これは今後の課題でもある。

---

2) 田村信一・原田哲史編著『ドイツ経済思想史』八千代出版、2009年。

まず初めに19世紀初頭の様子を要約し、続いてハンドブックへの二つの書評を紹介して若干の考察を加える。最後にそこから得た知見をもとに、GdS 編者ヴェーバーの議論について触れたい。

## 1. 前史：ポリティカル・エコノミーという語

### (1) 新しい経済学：L. H. ヤーコブ

官房学の解体期、つまりアダム・スミス学説の導入期に経済学はどのようなイメージで捉えられていたのか。これを正面から扱ったのが K. トライブの *Governing Economie*<sup>3)</sup> である。その成果はすでに諸方で利用されているが、ここでは全体像を得るのに格好の題材となるヤーコブ (L. H. Jakob, 1759 1827) に焦点を合わせてトライブの成果を略述しよう。なぜヤーコブを取り上げるのかは、すぐに明らかとなる。

ヤーコブは J. B. セーの『経済学概論』のドイツ語訳者である。彼は、同時代人のフーフェラント (1760 1817) と同様に、『国富論』を経済学のカテゴリーと理論の体系として、夾雑物を排する形式的な読み方を試みた。ハレ大学で教鞭をとり、ザルトリウスの「スミスの諸原理にしたがって作成」された教科書を1799年から授業で用いていたが、自己の独特なスミス解説により、そこではまだうまく捉え切れていない思想を感じ取ったため、自分の教科書を作成することを決意した。

「ここでの私の意図は、Polizei と財政の考察すべてを全く排除し、つぎのことを純粋な形にすることである。すなわち、国民の中で富はいかに形成されるか、その増加はいかに促進され、また阻害されるか、その諸要素は人々の間にいかに分配されるか、それはいかに消費されるか——これらすべてが生じるのはいかなる規則に従ってであるのか。」  
(Tribe 1988: 169 70)

ここに見られるように、彼の目標はもはや国家経済 Staatswirtschaft の教科書を書くことではなかった。というのも、国家経済という表現は、国民的財産の公的部分にのみ関わり、公的目的に捧げられているからである。国民の支配者は、実際には、この公的財産の管理者であり、国民的財産一般の管理者ではなかった。それは彼らの管轄外であった。したがって国家経済学 Staatswirtschaftslehre とは、財政と Polizei の教説に限定されたものと見なされるべきである。それではヤーコブの体系はなんと呼ばれるべきか。「私には、National-Oekonomie

---

3) Keith Tribe, *Governing Economy. The Reformation of German Economic Discourse 1750 1840*. Cambridge: Cambridge University Press 1988.

ないし National-wirtschaftslehre という表現が、人々の富の全性格、その起源と消失、したがってその物理学が分析されるべき概念の一体系を特徴づけるのにもっとも適切であるように思われる。」(Tribe 1988: 170)

この時点にいたるまで、「国家経済」の語が国家内の経済過程の一般的考察として支配的だった。たしかに国家と国民の財産の区別はあったが、それらを政治学とは区別された形で論ずるのは「ポリティカル・エコノミー」、国家と国民の財産の両方を含む国家経済という学問であった。だがヤーコブは両者を鋭く分けた。Staatswirtschaftslehre は、富が産出され再生産される領域とは区別された国家の活動に限定される。こうしてスミスに発する国富の研究は、国家経済学とは区別された新たな領域の中心に据えられた。そしてスミスとは異なり、この領域はもはや国家の活動に直接関わるものではなかった。トライブはこう結論づける。「暗示的にはあるが、ここで我々は初めて、国家と市民社会の明確な区別に出会う。この区別では、経済過程の研究は市民社会の自己組織の研究であって、国家行政の研究ではない。こうして範囲を定められた知識のこの体系は名称を必要とした。ヤーコブはこれを Nationalökonomie と呼んだ。」(Tribe 1988: 170) 当然ながらこの名称は彼の戦略的な選択であり、また論争の対象にもなった。

ヤーコブは自分の教科書を「I. National-Wirtschaftslehre の概念」の定義から始める。それは以下のように要約される<sup>4)</sup>。(Tribe 1988: 171)

§ 1. 各人が市民社会に入って追求する主要な目的は、より安全で幸福な生活をおくることである。

§ 3. 幸福な生活は、まず第一に人間的必要を満足させる手段の利用可能性にかかっている。その手段は、大部分が国民成員によって獲得されるか生産される——これが国民的富ないし国民の財産である。

§ 4. この富の獲得の第一の条件は人格と財産の安全である。私的権力が富の維持や増加のために充分でないところでは公的な権力が必要とされる。

こうして主権をもった国家が政府によって公共目的のために活動する必然性が説かれる (§ 5)。そして政府がその目的を達成するために用いる手段を扱う科学は Staats-oder Regierungs-Politik と称される (§ 7)。政府が用いる手段を厳密に規定するために公布される規則が法であり (§ 8)、法の目的には以下の4つがある (§ 9)。

(1) 国家の合目的的な組織 - 国法理論 Staatsverfassungslehre

(2) 国家成員相互の法的諸関係および法的諸結果の定義 - 司法立法

---

4) *Grundsätze der National-Oekonomie oder National-Wirtschaftslehre* (Halle, 1805). トライブは § 1 ~ § 9 をそれぞれ要約し、§ 10 は全文を示している。

(3) 諸権利の安全と、行為の特定化による一般的福祉の増進、および公的諸制度の創出 -  
Policei 立法

(4) 公的財産の獲得方法および公共目的のための利用方法の特定 - 財政学ないし国家経済学  
Staatswirtschaftslehre Staats-Oekonomie

§ 10. National-Oekonomie あるいは National-Wirtschaftslehre は、政府の保護の下で大衆  
が自己の目的を達成する手段を検討する。すなわち、財産の獲得、増大そして享受。国民  
的富の生成、分配、消費、再生産ないし維持のあり方。そして国家内のあらゆる環境や出  
来事がそれに与える影響。

さらに、国家経済学は国民的財産のうち政府活動と結びついた部分にもっぱら関わるので、  
政府の収入とその維持および増加の源の適切な評価を行なう必要があるため、National-  
Wirtschaftslehre によって導き出される諸原理を利用せねばならなかった。逆にその意味で  
も National-Wirtschaftslehre は Polizei と財政学にとって必須であった。こうした記述から、  
Policei の語は、日本語では「行政ないし政策」という国家活動をさすものと解することがで  
きる。財政と行政は、国民の生活に資するべきものだから、民の富に関する National-  
Wirtschaftslehre を前提とし、またそれに深く関連するはずである。しかしヤーコブは両者  
を分離し、National-Wirtschaftslehre が自律的に存在すべきもの、としたのである。Natio-  
nalökonomie の先行研究の簡潔な検討を行ない、そこから結論を引き出したヤーコブは、ス  
ミス以前に市民的福祉の理論を政府（統治）の科学から区別することを考えたものは誰もいな  
い、と主張している。ロックから重農主義者を経てスチュアートに至るまで、すべての著作者  
が *Economie politique*, *political economy* を、まづもって国家収入の源を特定することに關  
わる統治の科学として扱っている、と。(Tribe 1988: 172)

ヤーコブは、市民社会の経済理論として Nationalökonomie の明晰な叙述を提出しただけ  
ではない。教科書の中身もまた新たなやり方で編成されている。そこでは主要な3分野「国民  
的富の源泉と増加について」「国民的富の分配の諸原理について」「消費について」の区別が出  
されている。一般には1814年に出されたセーの『経済学概論』第2版が「生産・分配・消費」  
の3分割をポリティカル・エコノミーの言語世界に導入した最初のもので、とみなされている。  
だがヤーコブは、『経済学概論』初版出版（1803）の2年後に、すでにセーの経済分析の扱い  
方をこの見出しの下で整理していたのである。(Tribe 1988: 172)

トライブはこのヤーコブを、この時期に同方向の新しい経済学創出に努力した幾人もの同時  
代人のうちの一として描いている。たしかに彼が最初に用いた教科書の筆者ザルトリウスや  
ゾーデンら、幾人ものスミス導入者がいた。だが語法や「生産・分配・消費」の3分割の導入  
に象徴されるように、ヤーコブの有する管制高地的な位置価には止目すべきであろう。

トライブの研究は、ヤーコブを自然法に基礎をおく著作者の一人としているように、当時の

自然法観と市民社会論を射程に入れていた。本稿の課題からやや外れる部分もあるが、彼の結論部分から次の重要な二箇所を引いておく。そして後者をここでのまとめに代えたい。

「…スミスが進めた原理は、自然法の改良から生じた社会秩序の再定義と統合された。この改良は国家と市民社会の領域の分離をも意味した。スミスの経済学は、市民社会の成員の活動を言い当てるものとして構成された。Staatswirtschaft は一方で大きな改訂を、そしてその結果として限定を経験したが、国家と経済の新しい関係と結びついた一つの知識体系として存続した。自然法の普遍主義的原理は、経済生活の形式的理解が国家と行政の領域のヨリ経験的な捉え方に結びつけられるのであれば、経済活動の一般的性格の言明(表明)として受け入れ可能であった。」(Tribe 1988: 175)

「従って Nationalökonomie はポリティカル・エコノミーではない。少なくとも19世紀の最初の20年、つまり新たなディスコースの形成期にはそうではない。Nationalökonomie と Staatswirtschaftslehre の組合わせが英語の「ポリティカル・エコノミー」とほぼ等価の知識体系(にして教説)であった、と示唆しうるのではないか。だがポリティカル・エコノミーは Staatswirtschaftslehre を消さなかったし、単純に普遍的経済原理の一体系として採用されもしなかった。まさにこの時期、ドイツの経済分析は、(一方で)スミス主義の批判が始めた普遍的原理と同一視される兆候をみせ、(他方で)人間の必要と国民の発展の多様性を適切に表現できる一般的理論体系を確立することは原則として可能ではない、と主張したのであった。この時期とは、リストの『経済学 politische Ökonomie の国民的体系』(1841)とロツシャーの『歴史的方法に拠る国家経済学 Staatswirtschaft 講義要綱』(1843)が出版された1840年代——それ以前ではない——にまで至る時期のことである。」(Tribe 1988: 175 6)

## (2) 経済学教科書の構成

たしかにトライブの記すようにこの錯雑した状況は19世紀半ばまで続いたようである。同時代の証言とは言えぬが、世紀半ば過ぎのカウツ (Julius Kautz, 1829-1909) の見方を参照しておこう。カウツはロツシャーに強い影響をうけ、ドイツ語圏で(おそらくは)はじめて浩瀚な経済学史の著作<sup>5)</sup>をものしたハンガリー人である。

彼は19世紀前半を振り返って、相互に影響しあっているが基本的見解では分けるとみてよい学派が認められるとして、5つの学派を挙げた。(Kautz 1860: 619)

(1) 30年代にまでいたる厳格なスミス主義の学派。現代ドイツの長老ラウを代表者とするが、同時に彼が終結にして終焉となる。

5) Julius Kautz, *Die geschichtliche Entwicklung der National-Oekonomie und ihrer Literatur*. Wien: Carl Gerold's Sohn 1860.

(2) 重商主義的で保守主義的 = 反スミス学派。これは(1)に併存しており、主唱者としてはフィヒテ、ルーデン、オーベンスドルファー、アダム・ミュラーらが挙げられる。

(3) 批判的の学派。これは30年代初めに興り、シャープな頭脳のヘルマンに主導され、深い思索のベルンハルディとともに40年代末に締めくくられた。

(4) 保護関税的 = 反スミス学派。これは今世紀最大の保護関税理論家リストに代表される。

(5) 歴史的(語の高次な意味における)に媒介された学派。これは現代の最大にして最重要の斯学の代表者ロツシャーによって基礎づけられた。

以上に加えてカウツは、ドイツ出自でドイツの思考の一連の著述家を加えたい、とする。それは、ロツシャー言うところの「ドイツ=ロシア学派」なるもので、シュトルヒ、シュレツァー、ベルンハルディ、フリーレンダーらの名が挙げられた。彼らは、高度の文明国の事情を吸収し、低い文明の地に生活の場を移したという特徴をもち、教条的な先入見を捨てて多様な文化段階の多様な欲求と能力に注目して、歴史的方法の一連の萌芽を採らざるをえなかった、とした<sup>6)</sup>。(Kautz 1860: 619 20)

彼の叙述は冗漫で、理論的な整理は弱い、時代潮流の一つの見方として(情報量の多さとともに)有益である<sup>7)</sup>。彼は Volkswirtschaftslehre と National-Oekonomie を同義として用いている<sup>8)</sup>。

カウツがここに挙げたラウ(Karl Heinrich Rau, 1792 1870)とロツシャーの二人は、19世紀ドイツの経済学教育に大きく影響する教科書を書いた人物としても知られる。ラウの Lehrbuch der politischen Oekonomie(『経済学教本』)は1826年に3巻本として出され、版を重ねたのち、死後もワグナー(Adolph Wagner, 1835 1917)とナッセ(Erwin Nasse, 1829 1890)によりその改訂版が出されている。またロツシャーは1843年に Grundriss zur Vorlesungen über die Staatswirtschaft nach geschichtlicher Methode を出版したのち、内容を大幅に拡大して5巻の『国民経済体系』System der Volkswirtschaft を逐次刊行した。資料としてロツシャーの要綱とラウの教本(生前最終版)の目次<sup>9)</sup>を掲げておく。ラウからは「ポリティカル・エコノミー = 理論 + 政策 + 財政」の観念が、ロツシャーからは理論における

6) 「ロツシャー言うところの」とは、カウツはここでロツシャーからの私信を利用しているからである。

7) その例として2点挙げておく。1. 彼はヤーコブにも以下のようなコメントを記している。ヤーコブは『原理』の著者で、「とりわけその方法的形式と体系的叙述により、長らく(とくにオーストリア、ハンガリーでも)公私にわたる研究にとっての導きの糸として高く評価された。またヤーコブはスミスの方向の支持者として表われ、経済学を、社会的諸制度と法律の影響下にある国民的富の性質と原因の教説 Lehre と定義した。」(S. 623 4) 2. 1850年代には「歴史学派」なる呼称が流布していたことを記している。(S. 654; 'die s. g. historische Schule der National-Oekonomen' in S. 687.)

8) Kautz, *Die National-Oekonomie als Wissenschaft*. Wien: Carl Gerold's Sohn 1858, S. IX.

9) 第1巻, 第3巻の目次は Wagner 版の復刻本(1991, S. XIII XIV)より。

「生産・分配・消費」の3分割図式が、それぞれ明確に見て取れる。さきのトライブの結論を「ポリティカル・エコノミー＝国民経済学＋国家経済学（政策＋財政）」と図式化しておくなら、ラウの体系はまさにこれを体現するものであった。またロツシャーの1843年版は、タイトルに前の時代の表現を残しているが、先にみたヤーコブが新たな名称を必要とした知識の領域（新たな経済学）の導入には意欲的であった。また『体系』は、1. 国民経済の基礎、2. 農業経済学、3. 商工業経済学、4. 財政学体系、5. 救済政策体系、の5巻よりなるが、表記は1はDie Grundlagen der Nationalökonomie (1854)、3はNationalökonomik des Handels und Gewerbelebens (1881)と、19世紀初頭の語法が生き続けたことを示している。と同時に、これらがVolkswirtschaftの体系であることに注意しなければならない。国民経済の学はNationalökonomie (ökonomik)からVolkswirtschaftslehreへとたしかに移ってゆく。このNation (national)とVolkは、われわれがポリティカル・エコノミーならぬエコノミクスの等価物をドイツに見ようとするとき、一種のストレスとなる。

## 2. シュモラーの書評

ハンドブックの編者シェーンベルク (Gustav Friedrich von Schönberg, 1839-1908) はボメルンのシュテットリンに生まれ、ボンとベルリンで国家学、哲学を学んだ。1860年に学位を取得したが、学位論文（法学）は親しい友人フェルディナンド・ラザールに捧げられている。裁判所で働いたのち、1865年にプロイセン王立統計局に入る。当時の局長エンゲルの下にはブレンターノやクナップ、ヘルト、ヴァグナーがあり、ハレにいたシュモラーもエンゲルをよく訪ねてきたという。彼らは社会政策学会（1872/73）の創設メンバーであるが、いわばこの「エンゲル・コネクション」の交流が、その後の運動を醸成したといえる。シェーンベルクはグナイストの勧めにより経済学でアカデミック・キャリアを目指すことになった。1867年にはオーバーシュレジエンのプロスカウにある農業アカデミーに経済学と農業法の職位を得た。同年ハレ大学に学位論文（哲学）を提出し、69年、スイスのバーゼル大学で経済学と統計学の教授となった。1870年にはフライブルクに、73年にはチュービンゲンに移った。

71年のフライブルク大学就任講演（11月）は「労働局。帝国の一任務」と題され、社会問題に対応すべくドイツ帝国は労働者階級の実情を調査することを任務としている、と説いた。自由放任主義的国家観からすると国が経済過程に介入すると見られたこの提案には激しい批判がよせられ、オッペンハイム (Bernhard Oppenheim) は翌月、この考え方を「講壇社会主義」と呼んだ。これ以降この表現は、社会政策推進派の大学教授を指す言葉として広まった。シェーンベルクはその後チュービンゲンで国家経済学部長や学長にもなっている<sup>10)</sup>。

10) 大河内一男『独逸社会政策思想史（上巻）』青林書院新社1968年、145-51ページ。Neue Deutsche

チュービンゲンのラウブ社から1882年に出された『経済学ハンドブック』に対してシュモラーは同年の『シュモラー年報』に書評を載せた<sup>11)</sup>。

シュモラーはまず、編者が序文で「空白」を埋める企画だと自負していることを了としてこう記した。「ロツシャーの『経済学体系』のはじめの3巻が出されてから27年たっている。ヴァグナーによるラウの教科書の後継本も財政と経済学 Nationalökonomie (Nö) の一般理論をカバーしてなかった。今回22名の優れた学者と官僚を寄稿者に得たのはシェーンベルクの功績である。このハンドブックは極めて有用なもので、よく用いられることになる。ロツシャーのハンドブックと並んで今後数十年、法学・国家学の学徒が国民経済的 volkswirtschaftlich 認識をえるための、試験に備えるときの主要参考書である。」(249)

シュモラーは執筆者の紹介も兼ねて、彼らの世代をまず評している。古い世代からはヘルフェリッヒが入っているが、彼は英国の理論に親しむ狭義の理論家で、限定的な参加となっていること、他にはゲフケンとリーケという実務界で知られた専門家と統計局のベテランでチュービンゲン大学長のリュウメリンが年長組であることを紹介する。このリュウメリンからシュモラーは若き日に統計の手ほどのみならず大きな影響をうけていた<sup>12)</sup>。それ以外の執筆者はほぼ40~50歳代で、古きマンチェスター学派の信奉者はいないが、政治・経済的には多様な信念をもっている、として、次に執筆者の立場にふれた。「ヨリ保守的で国家社会主義に傾いているヴァグナーとシェール、政治的には自由保守党的だが経済的には極めてリベラルなナッセ、中間的路線の講壇社会主義者であるノイマンやシェーンベルク、レクシス、そして断固たる個人主義的国家観をもったブレンターノ、など...。」(250) たしかに多様ではあるが、そのことは、みな限定された個別テーマを扱うので、対立が強く現われることにはなっていない。しかも、実践的志向性は大きく違っても、学問の方法や体系性 Systematik についての見方はそれほど変わらず、多くは、主にラウとロツシャーに代表される方向性をとっている、というのがシュモラーの評価である。

この評価との関連をシュモラーは明示的に書いてはいないが、おそらくは関係するであろう批判が次に出される。それは、このハンドブックが古い学問を代表するものだ、という評価である。「全体の内容は、個々人の実質的な進歩的立場や、多くの人の包括的な学識にもかかわらず、どちらかと言えばドイツの科学の過去の反映物であって、未来のそれではない。」(251) 一般論として、このような多人数の集成ものは、出されたときにはもう古びているものである、

---

Biographie, Deutsche Biographie Onlinefassung; Eric Grimmer-Solem, *The Rise of Historical Economics and Social Reform in Germany 1864 1894*. Oxford: Clarendon Press 2003, 65. オッペンハイムの批判は、田村によれば、もう少し大きな流れの中に位置づけられるべきものである。田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、1993年、10 12ページ。

11) Gustav Svhmoller, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 6 4, 1882: 249 256. カッコ内にページ数を記す。

12) 田村、10 12ページ。Grimmer-Solem, p. 65.

とシュモラーは言う。だが次にくる説明から、これが一般論ではないことが見て取れる。それは彼の経済学の現状認識と、彼の望む経済学のあり方を示している。

「現在のドイツの経済学 *deutsche Wissenschaft der politischen Oekonomie* は全面的な転換のさなかにある。一定の実践的目標が目の前に出てきたというだけではない。つまりそれは急速に交替しており、また国家総体の強調には、一部ではすでにまた個人の自由の同様に著しい強調が続いている。もっと重要なことは、厳密な歴史 *Historie* および自然諸科学が方法に与えた影響である。広い学識、厳密な研究、そして長らく単に教義的でバラバラにそれ自体として扱われてきた経済理論 *Wirtschaftslehre* の諸命題を、法哲学や他の哲学、心理学、歴史、倫理へと再度結びつけること、これらが今日の激変を特徴づけており、この変化の最終的な帰結は、いわゆる経済学 *politische Oekonomie* の社会科学 *Szialwissenschaft* への転換となるであろうし、またそうならねばならない。」(251)

じつはシュモラー自身、シェーンベルクからこのハンドブック企画の計画を事前に聞かされ、参加を要請されていたが断った。その理由は、経済学的認識がいま見たような転換のただ中にあり、もう10～20年もすれば個別研究の進展によって新たな体系の基礎が固まって古い体系的教義 *die alte systematische Dogmatik* が時代遅れとなるだろうから、現時点での企画は時期尚早だ、というものであった<sup>13)</sup>。実際に出来あがったハンドブックはこの思いを裏付けた。「これはなんら新たなものではなく、細部に改善をほどこした古きラウの経済学 (Nö) である」(251)。前節でみたラウの体系は、シュモラーによれば「技術論的なドイツの官房学と抽象的なドグマティズムの *abstrakt dogmatische* いわゆる純粋なイギリスの経済理論 *Wirtschaftstheorie* との結婚から生まれた子供」(252) であり、乗り越えられるべきものであった。

では乗り越えられるべき枠組ではどんな問題が生じるか。かつてロツシャーも改善努力をこころみたが古い枠組では新たな素材を適合させることができなかった。このハンドブックでは社会主義と共産主義の項目を前の方に置き、人口論を第1巻末尾に配した。そしてこの体系の枠内におかれた生産と消費の理論では、レクシスのような有能な学者さえ、「消費の主体はもっぱら人間である」「すべての人間は必然的な仕方では消費者であり、多くはまさに消費者ではない」「消費の様々な部門のうち、食糧需要の充足が首座となる」といった、学生でさえ首

13) このシュモラーの批判は研究史上に名高いもので、以前より取りあげられてきた。Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik*. Wiesbaden: Steiner 1967, S. 129; Heino H. Nau, *Eine "Wissenschaft vom Menschen"*. Berlin: Duncker & Humblot 1997, S. 89; Grimmer-Solem, p. 92 3; Shiro Takebayashi, *Die Entstehung der Kapitalismustheorie in der Gründungsphase der deutschen Soziologie*. Berlin: Duncker & Humblot 2003, S. 331. 田村 37 8 ページ。

を傾げたくなるような陳腐な決まり文句を書かざるをえないことになる。(251)

シュモラーの想定するあらたな体系とは、以下のような考え方に基づくものであった。

「経済学 (Nö) は今日科学であるのは、ただそれが社会理論 Gesellschaftslehre にまで拡張され、またそれが行なわれる程度においてのみである。その全出発点はもはや個人とその技術的生産ではあり得ず、社会とその歴史的発展である。拡張の遂行は、経済生活の社会的現象諸形態についての研究でなければならない。それはまずもって経済的諸組織および経済的諸制度について扱うべきであり、それらがどう歴史的に展開してきたのか、あるいは実際にどう関連し併存しているのか、ということを経起的系列のうちに示さねばならない。」(252)

そしてその具体的な姿についてシュモラーはこう記した。

「もしこのことが認められるなら、経済学 (politische Oekonomie, pO) の新たな体系 Systematik は容易に構成される。出発点は、物質的・心理的関連から見た社会である。人口論と、社会の心理的・倫理的・法的基礎とによって始められるべきである。次にはとくに心理学的考察によってすべてのそれ以上のことに対する正しい基礎が得られる。例えば、価格理論のすべての詳細は応用大衆心理学以上の何ものでもない。そしてこれに続いて経済的諸組織と分業および他の原因によるその継起的形成の理論がくる。主要な組織として現われるのは家族、企業、自治体、国家である。」(252)<sup>14)</sup>

この観点からみると、ハンドブックに見られる古い編成では、経済的企業、協同組合、株式会社などについては多くの章で繰り返されるが、専門的に論じられるところがどこにもない。組織に続いては重要な諸制度、つまり市場とその価格形成、度量衡制度、貨幣、信用などがおかれている。だが例えば、あらゆる貨幣制度が度量衡制度の公的秩序の中から発展してきたことについて分かっている歴史的な見方からすればハンドブックでは、なぜ度量衡制度が貨幣・信用制度のうしろにおかれているのかおおよそ分かりにくい、といった問題を残す。(252)

シュモラーのハンドブック全体に対する批判はここまでである。彼の経済学の現状認識が語られており、社会政策学会に集う「歴史学派」の研究者たちの経済学 (pO) およびその体系の見方に対して、また古いドグマ的抽象理論に対しても批判的なシュモラーの立場がよく示された。ちなみにこの翌年、1883年にメンガーの『社会科学とくに経済学の方法に関する研究』が出版され、「方法論争」が公然と開始される。

14) リューメリンの人口論は、第3版になってレクシス「消費」論の次、農業論の前に移された。いわば一般理論編末尾に配された形となる。

書評は、以下、第1巻に限定して、幾つかの項をとり上げて論評していく。したがってこれ以降の記述からは、のちの「方法論争」的観点ではなく、歴史学派内の相違とシュモラー個人の立場、ないし歴史的な見方からする独自の論点如何といった観点から見たほうが、内容的に豊かな含意を汲み取れる。

まずシェーンベルクの序論的「国民経済」では、経済段階の叙述を最良だと評し、ノイマンの「基礎概念」については以前のジクヴァルトの論理学に対応したものからの大きな進歩を認めている。次にナッセの「貨幣・鑄貨制度」やヴァグナーの「信用・銀行制度」、ミットホフの「分配」について、それらが「できるかぎり区分し分類して事実に経過の叙述と説明があまりに少な」く、ラウ＝モールの教本のより古いスタイルを思い起こさせる、という感想を記した。(252) 抽象的な説明が具体的描写に結びつけられ、できるだけ広範な事実を基礎とした一般化がなされたなら、教育目的にもかない、かつ学問的にも実りあるものとなろう。だがここではドグマティズムに従った逆の関係になっている。ミットホフのところで賃銀の抽象的な説明がなされているが、ブレンターノによる今日の労働者事情の具体的な論評はずっと後になってから出てくる、といった具合である。

シュモラーはさらに、「消費」以降の実践的経済学 (Nö) と呼ばれる部分 ([資料2] の目次08~23) に進み、「マイツェンが「農業政策」の序で、ケルト・ゲルマン・スラヴの定住史に関する彼の農業史研究の興味深い結論を手短かに伝えて、それからドイツの農業立法とその成果についての概略を与えている」ことを紹介している。また従来扱われることの少なかった林業と漁業の項があることにも触れている。(253)

シェーンベルク「工業 第1部」に対しては、この書評の中ではめずらしく細かい注文を出した。説明は「定義、工業企業と工業統計についての若干の言及で始め、そこから工業制度の法的秩序、そしてその歴史に入っていく」が、そこでのローマの工業制度についての説明には全面的に納得しがたい、と言い、テオドシウス法典によってとくにローマ帝政期には世襲的拘束が多くて工業的職業に支配的であったことを明らかにした伝説文献を指示する。また、初期中世のギルド制度に関するシュモラー年報に掲載された最新の研究に触れていない、とした。シェーンベルクの専門であるツunft制度の叙述は明確で詳細だが、16~19世紀については扱いが薄いことを批判して、「この時代をより深く検討すると都市政策と領邦政策の闘争が特別の興味をよぶ。ここで我々は、今日では自明の秩序と見なすものの多くが、時間をかけて国家権力によりコルポラティオンから取りあげられざるをえなかった様をみる」、と自らの見解を付した。(253) 最後に、シェーンベルクが今日のドイツの工業立法を仏・英・露・墺と比較し、営業の自由の諸帰結の論評に工業の教育問題や協同組合、コルポラティオンの説明を繋げたことを評価している。

次に、ブレンターノの「工業労働者問題」について充てられた一パラグラフは全文を紹介する。この項目は、第2版ではシェーンベルク執筆のものと差し替えられるという運命をたどる

ので、このことだけからしても興味をひく、

「次のブレンターノの工業労働者問題についての論稿は、本来の教科書の色合いのすべての章から、まずは一番離れている。それはヨリ論文形式になっていて、ブレンターノがこのテーマについて様々の論稿で書いたものを、たしかに多くの説明で補われているけれども、主に総括している。このうち私は主として今日の社会政策上の党派についての説明を強調しよう。それは、辛辣で鋭利な書きっぷりと著書の党派的立場のために、当然ながらたちまち矛盾をみせているが、ドイツの主に帝国議会における諸党派の実際の社会政策上の有効性に関しては、本質的なことを正しく言い当てているように私には思われる。ブレンターノがシュトゥムとその一味に対する怒りを工業界の大立て者たち (Magnaten) に対する激しい攻撃 (Philippika) に転じていることは、たしかにやりすぎであり、また彼が中間的党派から出ている理論的努力をほぼ完全に無視しているということは、彼の一面的な社会政策的党派的立場の帰結である。」(253 4)

シュモラーがやりすぎと心配したとおり、工業界からこの項目について編者シェーンベルクに異議が出され、編者と執筆者ブレンターノとのやりとりののち、第2版での差し替えに決着した<sup>15)</sup>。

最後にシュモラーはレクシスの「商業」について論じる。この項目はハンドブック全体の中でも最良のものと評価したシュモラーは、執筆者の商業政策的立場を全面的に支持すると記した。そして「技術的な生産と価格の考察に始まり、政治的 - 国家的議論という中間項を経て社会政策的結論の考察へ至る」議論 (254) の中から評者がここで取りあげるのは、自由貿易論、交易の自由という論点 (のみ) であり、また同じことだが、理論のドグマティズム批判である。

レクシスの議論はほぼ以下のように紹介された。商業は、個々の企業によって主として利益追求を目的に営まれるが、そのことにより国民経済的に最大の効用がもたらされるか否かが問題となる。生産物は最少のコストで作られるところで生産され、商業はその有利な地に労働力を引き寄せ、そうでない地は衰亡する。競争の中で繁栄と衰亡の地が生じるが、両者の間に国境線があるか否か、これが重要だ。同じ国内でのことなら、それらは耐えられる。人口の移動や産業構造変化は比較的穏和であり、国内政策による対策も可能だからである。

国境をはさむとなると、祖国愛やその他の感情的要因、強い経済外的諸力がこれに反応し、どの国民も自国の工業を競争の中で維持しようと、ヨリ低い企業家利潤、ヨリ低い賃銀で競争に向かう。英国に対する他の欧州諸国がそういう状態にあった。とくに労働者にかかる大きな犠牲をもって抗戦し、譲歩することはできなかった。なぜなら、ひとたび生じた多数の工業人

15) Lindenlaub, S. 124 5. ブレンターノの言い分は、ブレンターノ『わが生涯とドイツの社会改革 - 1844 1933 - 』(石坂・加来・太田訳、ミネルヴァ書房、2007年) 134ページにある。

口に十分な就業口を見出せなかったからである。国際的な競争となれば国民的エゴイズムが生じて、「力と労働力の最少支出の原理」よりも国民の経済的利益の方をとるのは自明である。「それゆえ国民国家がコスモポリタンの消失しないかぎり、また消失しないがゆえに、完全な国際的通商の自由の原理はアプリアリには提起されえない。」(254)

シュモラーは、この項目から書評中で最長の引用を行うが、それは、そこに自らの抽象的理論への批判意識を重ねているがごときものであった。

「抽象的な自由貿易理論は、国民的特殊利害関心という事実を、またそもそも諸国民の文化、経済的能力、社会的および財産の諸条件の多様性をあっさりとか察から外す。それは見たところすべての人間の平等という理想的な仮定から出発するが、現実には、経済的強者が弱者をあっさりとか否定するダーウィンの生存闘争をなにか自明のものと仮定し、相互に闘う大衆の規則的な運動を満足げに鳥の眼で叙述するが、これらの運動がみな、何千人もの厳しい苦難と没落に結びついていることを考慮しないのである。それはおよそ現実にはふれることのできない定式化に従い、空想的に楽観的な調和主義にもとづいて、実践的経済政策のための規範を提出するが、この企図に結びついている経済的悪弊をそもそも正確な検討と評価によって判断することはない。」(254 5)

レクシスが言うように、すべての交換においては両者が得をする、という抽象的な公準は実際には何も言ったことにはならない。ではなにが問題か。競争によって住民のある部分が飢餓賃銀に押し下げられ、他方で別の住民部分が一定の商品をより多くより安く手にするとしたら、両方の部分の実際の数的関係だけが、消費が全体として増えたか減ったかについて決定する。だから外との遮断がどんな帰結をもたらすかについて判断するときは、商業・工業諸関係の具体的な検証こそが問題なのである。

レクシスの説明は、保護関税と自由貿易の支持・批判につかわれたあらゆる根拠を極めて慎重にバランスよく取りあげ、現在の事情の下では、競争激化が既存の大工業を脅かし、下層の福祉、賃銀、持続的雇用を危うくしているので、保護関税のみが支持できる、としている。レクシスが現代の発展一般をますます貿易の自由に向かうと最後に強調したことを紹介したシュモラーは、彼の最終的展望が、国際的に等しい完全な交易の自由 *Verkehrsfreiheit* にあてはまるのではなく、むしろ中・西欧諸国民がより高次の共同体へと、一つの関税同盟 *Zollbund* へと融合した場合にあてはまる、とコメントした。(255)

レクシスに再度賛意を表したあと、書評の最後にシュモラーは同じ真理に別の光を当てて示そうと、興味深い叙述を付け加えた。それは、生産コストの最大の節約をもたらす国家なき商業という抽象像が、あたかもそんなものがどこかに存在するかのような仮象が生まれていることへの批判である。そういうものがまずあり、あるとき、これまで自由だったこの大きな交易

領域に、国境と国民的偏見が入り込んだかのような仮象の批判である。

「現実の経過は逆であった。すべての商業は本来的には小さな人間共同体の制度組織に担われていたし、その共同体は多少なりとも相互に著しく封鎖的で、他者および他者の商品との交易を禁じていた。中世にあっても、少し大きなドイツの諸都市はみな相互に封鎖的な商業体系となっていて、あらゆる種類の保護関税、差別関税を備え、また倉庫強制権や客人権、道路強制権等をもって、周囲の諸都市に対抗していた。領邦的・国家的権力がようやくそのシステムを、長く困難な戦いの中でそして当然ながら初めは自らの領域内においてのみ、克服したのである。自由な内部の交易とは国家・国民感情の産物である。また今日でも個々の国家の境をこえて自由な交易が行なわれている限りでは、それは、ヨーロッパの各々の文化国家が一つの類似した状態へともたらした一定の倫理 *Sitte* と制度の、条約と国際的な法律の概念の帰結なのであり、領邦国家形成期のある地域で諸都市が作り出したのと同様である。こうして自由な交易というのはつねにある倫理的・社会的法共同体 *Rechtsgemeinschaft* の最終的産物に過ぎず、まさにそれゆえに、倫理的法的共同体の最高度の完全な形態が達成されたところ、つまり国家において、あるいは国家同盟（共同体）においてのみ、絶対的なものたりうるにすぎぬ。」(255)

ここに、最少コストの生産という経済理論から引き出される自由貿易論を「抽象的」と批判するシュモラーの立脚点を見ることができる<sup>16)</sup>。彼の言う歴史研究とは、そこからただ教訓を得るためのものではなく、現実を支配している制度から観念にいたるまでのすべてを、その成立と発展史にそくして検討し、その機能や妥当性根拠を明らかにする作業であったと言えよう。経済活動の説明には、法や政治、倫理など多様な要因を稼働せねばならず、しかもそれらは抽象的・理論的推論によってではなく、歴史具体的・統計的な実証によって、確かめられるものである。こうした研究の進展によって経済学的な諸範疇・諸概念がさらに深く吟味され、また改作される。経済現象を説明するために用いられる「理論」は、こうした作業を前提にしてこそ得られるはずである。このシュモラーの眼には、ラウやロッシャーがいう「理論」は抽象的な、英国経済学からの借り物以上のものではないと映ったことであろう。ここに紹介したハンドブック各項目へのシュモラーのコメントは、彼のこのような理論観から出てきたものと解することができる。

1860年代後半に始まった歴史的・統計的研究の新潮流を主導してきたシュモラーは、シェーンベルクにハンドブックの企画を「時期尚早」と言い、また出来あがったものを「古い体系」

---

16) シュモラーを制度学派の文脈で論じるのも、この側面が注目されるからである。シュンペーターのシュモラー理解は、塩野谷裕一『シュンペーターの思考』東京大学出版会、1995年、245-8ページを参照。

と評した。それは、彼にはいま記したような歴史研究の成果への期待と、またその成果からまもなく新たな経済学を体系化できる時期が来るとの自負があったから、と見てよいのではないか。または「経済学の社会科学への転換」の加速とその実現を信じていたのであろうか。

### 3. メンガーの書評

ハンドブックの第2版は3巻になり、1巻と3巻が1885年、2巻が1886年に出された。前節でふれたように1883年に「方法論争」を開始したメンガーは、1885年に『ドイツ国民経済学における歴史主義の誤謬』を出版して歴史学派への批判を強めた。本節で見るハンドブックの書評は1887年に公表された<sup>17)</sup>。それゆえこの書評で出される論点は、すでに2冊の論争書のなかで展開されたものの繰り返しとなっている。

あらかじめ論評の基調を示せば、ハンドブックの個々の項目の内容が充実していることへの評価と歴史学派的認識目標の存在理由の肯定とを前面に出し、同時に歴史学派が精密な理論的認識を得ることの意義を誤解していることを強調する、といったところである。

メンガーはまず、約4年前にこのハンドブックが出版されて好評をえたこと、この種のものが高養層に待たれていたことを記したあと、本書の成功は喜びであり、真摯な経済学徒に役立つという功績を認めつつも、評者(メンガー)には疑義もあることを隠さない、と付している。

初版との違いについてメンガーは、変更というよりも根本的な改善と評した。また初版になく、第2版で加わった項目と執筆者を紹介している。ここでは第2版の目次紹介をメンガーからの引用で済まそう。(カッコ内に【資料3】の数字で位置を付した。)

新たなものは「コンラート(ハレ)の農業の価格、農業関税(14の次に「農業第3部」として)、およびハンドブックでは農業政策のこれまで扱われてなかった個別部門の論稿、ローライ(テュービンゲン)の狩猟について(15の次に)、ゲフケン(ハンブルク)の人口政策、移民および植民について(24の次に)、ライツェンシュタイン(フライブルク)の地方自治体財政について(10の次に)、G.マイヤー(イエナ)の行政学の基本問題について(01の前に)、M.ザイデル(ミュンヘン)の治安警察 Sicherheitspolizei について(03の次に)、およびジョリ(テュービンゲン)の教育制度について(06の次に)の論稿である。L.ブレンターノの工業労働者問題についての論稿を取り下げたことは、編者の執筆になる実際には適切な代替物があるとはいえ、いずれにせよこの企画の友すべてがとても残念に思うであろう。」

(3)

3巻になったことについては、初版でもずいぶんボリュームがあったし、財政学を含むポリ

17) Carl Menger, Handbuch der Politischen Oekonomie, 1887. テキストは Menger, *Gesammelte Werke* Bd. 3 (Hrsg. v. Hayek, Tübingen 1970) に再録のものを利用した。以下、再録された抜刷りのページ1~31の数字を用いる。

ティカル・エコノミーだけでなく行政学をもカバーしており、重要な問題を専門的に扱うからやむをえない、とした<sup>18)</sup>。

このあと全体の編成を紹介し、编者シェーンベルクと、体系にかかわる項を執筆したノイマンにやや詳しく批判的コメントを書いている。

まずシェーンベルクが経済学 (VWL) の「法則」の本質をただ一面からしか正しく特徴づけていない、と批判する。書かれているのは国民経済 (VW) の「経験的法則」についてのみである。こうした法則と並んで合理的な経済的目的関連の法則も存在する、ということには触れられていない、と。この経済現象の「経験的法則」と「経済性の法則」の対置について、メンガーはすでに83年の著で詳しく論じており、この書評でも後半部で触れられる。

もう一点、経済というとき、シェーンベルクは財需要の充足を目指す活動のみを理解すべきだ、という見方を却下したが、それは彼の誤解だ、と指摘している。

「ある人の財需要は、その人が貨幣収入を調達するだけではまだ充足されていない。ここには「家計 Haushalt」——直接的財需要の家計による充足——がさらにこなければならぬ。収入の経済的使用 (支出) ではなく、本来の消費行為だけが上記の定義により、しかも全く正当かつ語の使用法にかなって、「経済」という概念によって析出されるのである。」(6)

さらにシェーンベルクの経済段階の叙述にもふれ、史料の利用法にやや疑念を表しつつも興味深いとした。そして工業と工業労働者の項を、「比較を用いた歴史的 統計的研究および主要文化諸国の経済政策的立法の包括的考慮を基礎にして、国民経済の上記の重要な領域を扱い、これまでの経験を科学の役に立たせようとする志向がいたるところ現われている。著者が労働者問題で採った立場は改良的な、問題の経済的な面のみならず政策的および倫理的宗教的な面をも考察に入れる立場」(6 7) であると紹介し、この二つがハンドブックのもっとも教育的なものだと賛辞を呈した。

このあと書評はほぼ目次にそって第1部の、とくに理論的な項目をとり上げていく。ここではその個々の内容には立ち入らないが、後段との関係で、二点のみ触れておきたい。

一つはノイマンに対する批判である。彼は理論的経済学の基礎理論を担当したため、かなり厳しい批判をあびることになった。経済的用語法と法学的用語法を交えての叙述や、無用にも思えるような概念規定の連続を厳しく批判するメンガーだが、彼の立場をこう弁護している。

---

18) 冊数もページ数も増えた。ちなみに1～4版の目次・索引を除く本文のページ数は、初版2巻本計1882ページ、第2版3巻本計2756ページ、第3版3巻本計3114ページ、第4版3巻5分冊計3636ページ。ただし以上は最終ページの数字の計であり、各分冊で後の項の版組終了後に前の項でページが増えた場合は\*マークを付して追加したため、実際のページ数はもう少し多くなる。

ドイツの経済学がほとんどもっぱら歴史的・統計的課題と実践的課題に没頭した時代にあつて、現実の国民経済の理解にとりまさに基礎となる分野、つまりは理論分野を独力で耕し、歴史学派の一面性や理論研究の折衷主義を打ち破ろうとした功績は大である、と。(10)

もう一つはリューメリンの人口論 *Bevölkerungslehre* についてである。メンガーはこれを、国民経済に関連して扱うだけでなく、浩瀚な歴史的・統計的・人類学的史料を基にした社会科学の独自の部門として、包括的な仕方であつた、と評している。そこには人口の数え方からその実態、変化、さらにはいわゆる人口理論、職業統計まで書かれている。メンガーは、これらがすべてこうした経済学ハンドブック中に正しい体系的位置を占めるものなのか、むしろ人口統計が置かれるべきではないか、等の疑念をもつた。だが「シェンベルク版ハンドブックは厳格な体系性をそもそも意図してはいない」(13)として、この項が経済的著作では一般的な「人口理論」にとどまらぬ、示唆にとんだ一つの人口学 *Bevölkerungswesen* の記述になっており、執筆者の独特な芸術的叙述であり、マルサス理論の説明はまさにお手本ものである、とコメントした。(13 4)

書評後半はハンドブックの体系性と一般的性格について論じている。「方法論争」中のメンガーが、論敵であるドイツ歴史学派の経済学者の主張と、ハンドブックの個々の項目にある(良質な)記述内容とを分けて、後者が前者とは矛盾していること、前者の限界を超えようとしていることを強調することで、論争相手の懐柔をはかっているように読める。以下、評者メンガーの主張のあらましを紹介する。

ドイツ歴史学派の誤つた方法論のため、歴史的経済学者には普遍科学という理想が取り付いている。彼らは、たえず分節化される認識、歴史的・理論的・実践的真理のすべてを、経済に関係する限りはみな包摂しなければならない、という。経済史・経済統計、国民経済学 (Nö), 経済政策の分離は認められない、と言っている。

だが理論的経済学 (VWL) と経済政策を一つの体系的科学へと結合しようというのは疑問である。両者はその真理の形式的性質を異にするので、それぞれ別の体系となる。両者を描写の中で結びつけようとするなら、経済政策の真理を理論的経済学 (Nö) の体系に応じて整序する、換言すれば理論に関連する経済政策の公準を外面的に結びつけて理論的認識に即して論じるか、そうでなければ逆に、経済政策の体系的叙述にそのときどきの理論的な説明を伴わせるか、そのどちらかとなる。どちらも可能であり、経験からして実行可能である。科学的認識の発展を意識するものなら、この手続きの中で経済学 (Ww) のさらなる発展の兆候に気づくはずである。

だが、この事実を論敵たちは誤解している。

「私が論敵に対して非難していることは、彼らがこの事実を誤解していること、である。誤謬は次の点にある。すなわち彼らは、理論的経済学 (Ww) と実践的経済学の結合を、

それらの分離に対する進歩と見て、それをわが科学の方法論の一公準だと評価している。そうではなく、われわれは科学的叙述における歴史的、理論的、実践的認識の極めて意義深い分離を必死に進めることを目指すべきなのである。わが歴史的经济ノミストの一部は、この発展をまさしく方法論的誤謬として、また逆に退化を科学の一成果として描こうとする。」(20)

ハンドブックの体系学を扱ったノイマンも、経済 (Vw) の歴史と統計が語の歴史的に成った意味におけるポリティカル・エコノミーの一部を成すものでないことには合意するだろう。すでにヤーコプやロツツ、ラウたちによって企てられていた「経済学 (pO) を理論的部分、経済政策、財政学へと区分編成することの原理的意義は、むしろノイマンによってはっきりと認められている。彼は、科学的素材の上記の編成がわが科学の方法論にとって有する意義をも承知している。」(21)

一方でノイマンは、経済学 (pO) を組み立てている個々の経済科学 (Ww) の内的な体系性に対して上記の観点がもつ意義をまったく考慮せずにいた。この点は、叙述において多数の知の領域の分離ないし総括が重要となる問題にあっては決定的である。つまり、もし体系性が、科学的研究の成果の内的関連の叙述と理解とに対して有する高度な意義を承認されるなら、ただちに、研究の形式的性格に応じて相異なる成果を整理して叙述する必要性——それらの厳格な体系の必要性——が、明確になる。しかもそうなれば歴史学派によってあいまいにされた経済学 (pO) の再編成へと必然的に到らざるを得ない、というほどに極めて決定的なことなのである。

ノイマンは、経済学 (Nö) の理論部門と実践部門への分離が「うんざりする繰り返し」とならざるを得ない、と言うが、それは正しくない。それはドイツの経済学者に流布している誤謬にもとづく。それは、すべての個別科学はすべてを提供すべきであり、むしろ他の諸科学の知識をすでに前提する科学というのは存在しない、という誤謬である。「生理学が解剖学の知識を、外科と診断が前の二つの学の知識を前提とし、化学技術が化学の知識を、機械工学が数学の知識を前提とする、等々。形式的性格に応じた科学の編成が繰り返しに到る、という見方は、極めて著しい誤謬であり、まさにその逆こそ真である。」(22)

もう一つの誤りは、一般部門と特殊部門とへの区分についてであるが、これも方法論的誤解に基づいている。たとえば化学技術が化学の特殊部門として、外科が解剖学の特殊部門として、などとみなされることがまずないのと同様に、実践的経済学 VWL が理論的経済学 VWL の特殊部門として、また後者(理論)が実践的経済学 VWL の一般部門として捉えられるべきではない。理論的経済学 (Nö) にも実践的経済学にも、それぞれ一般部門と特殊部門があるのだ。百歩譲って理論と実践両部門を結合して扱うにしても、そこには一般的部門と特殊部門が生ぜざるをえない。経済学 (ポリティカル・エコノミー) の一般部門と特殊部門への区分と、

理論部門と実践部門への区分とは、相互に取り違えられるべきでない二つの方法論的問題である。前者は個々の経済学 ( $W_w$ ) の内的体系性にかかわり、もう一方は経済学全体の分類 (クラス分け) にかかわる。

「こうして、方法論の観点からも、また体系性の観点からも、経済学 ( $W_w$ ) の一方での歴史的部分への、他方での理論的および実践的部分への分離の必然性が生じる。最近のドイツの経済学 (Nö) が、ヤーコプ、ロット、ラウによってなされたわが科学の理論部分と実践部分への分離を再び打ち捨てたことは、決して進歩ではなく、主としてわが歴史的经济オミストの方法論のあてにならなさにによって引き起された、悲しむべき退歩であった。このハンドブックもまた、上記の、極めて重要な経済学 ( $pO$ ) の体系性という問題では、ここで批判された立場に執着しているということは、ドイツ経済学 Nö の今後の発展にとって、残念ながらどうでもよいというわけにはいかぬ、むしろ私の思うに悲しむべき事実である。」(23)

これに対して、ハンドブックの検討から評者にわかったもう一つ別のことは、むしろ喜ばしいことである。経済学 ( $pO$ ) —— 200年以上前からこの語で特徴づけられている学問のこと、つまり歴史的に成ったこの概念 ( $pO$ ) のこと——を、たんなる経済史とみる見方のみならず、またこの学のうちに一つの「経済史の哲学」だけしか認めない見方も、ドイツの経済学においては克服されていると見てよい。ドイツの学識あるエコノミストの実際に依拠している——彼らが実際に依拠している立場のことであって、そのようなものとして宣言されている立場のことではない——方法論的立場を映し出している著作があるとすれば、それがシェーンベルク版ハンドブックである。その方法は「実際のところ、経済 ( $V_w$ ) の個別の現象と大量現象の観察に、歴史と統計そして少なからず日常の生活経験に支えられた一つの普遍的な認識過程という意味での経験的な方法である。」(24) それはドイツ以外の経験主義の主唱者にも見られるのと同じ方法、つまり普遍的な経験主義であって、このハンドブックで表明されている一面的な、ドイツ経済学 (Nö) になにか独自のものなどではない。「比較経済史」を経済学 ( $pO$ ) 一般と同一視したり、この種の「経済史哲学的」研究のうちにまさしくザヴィニの方法のわが科学への転用を認めるという、人を誤らせる前提のもとで企てられた試みは、このハンドブックのような有力な研究を前にしては挫折したものと見てよい。

評者は、ドイツのエコノミストの立場と、方法論の主唱者たちにより提起された教説 *Lehrmeinungen* との部分的な不一致を指摘した。ドイツの経済学 (Nö) は、経験というじつにあたりまえの確かな「方法」に従うことで満足せず、全く独自の、他のどの民族の経済学 ( $pO$ ) でも、とくにまた一般的認識理論においても聞いたことがない方法を有している、ということに特別の重みを置こうとしているかのごとき印象を与える。この誤謬が取り払われれば、

ドイツの同僚たちの経済学的 (nō) 研究の実際の作業が彼らの方法論の理論的見解と比べ物にならぬほど高度である、ということを見せてくれるであろう。(25)

そうならば、最後の重要な問題点である彼らの方法論の立場の一面性も終わりを迎えよう。すなわち、精密経済学の誤解をまねく否定のことである。少なくとも評者は「経済の経験的法則を確定しようとする指向を、わが科学の領域における理論研究の二つの基本方向の一つとして特徴づけ、その認識方向の性格を立ち入って描いてきた」(26) が、ただ「一定の、とくに歴史研究と結びついた経験的理論の特殊部門、あるいはもっぱら歴史それ自体を経済学 (Nō) 的研究の正当な目的として承認する一面性」(27) とは闘ってきた。評者は経験的研究における一面的な歴史主義を否定してきた。その主唱者の活動を、経験主義の支持者さえこのハンドブックへの寄稿のなかで拒否しているが、これは心から満足すべきことである。

決定的な相違点は、評者の、純粹経済学、ヨリ正確には理論的経済学 (VWL) の一連の基本的問題を考察する場合には経験主義は不完全だという見解、純粹経済学には独自の正当性があるという見解にある。理論経済学 (Nō) が、経験的理論の認識目標、つまり経済的現象の本質と関連における外的規則性の確立の追求と並んで、それとは別の一連の課題を追求することに正当性があることが理解されていない。純粹理論の課題が理解されていない。ここが対立点である。

「近代の自然諸科学が今日の発展をとげたのは、それが自然現象の諸関連の中に外的な規則性を確定することに自己を限定——現象の「経験的法則」の確定に限定——したからではなく、この重要な課題の追求と並んで、自然現象の内的規則性を研究し、複雑な諸現象を我々に対して一つの「内的法則性のあやなすもの」として理解させようと努力したからなのである。現象の内的関連とその厳密な法則との確定の追求が自然科学を今日の偉大さにまでもたらした。」(27 8. ゲシュペルトを太字で表記)

理論的研究の厳密な方向は決して自然研究だけに特有のものではない。それは現象世界のあらゆる領域における理論的研究に共通の方向である。経済の領域でもそれを排除せず、経済的現象の特性に対応したその理論的研究の特性こそがわれわれの方法論的努力の目標たりうるのである。これは決して自然研究の無批判な転用ではない。

理論的研究の経験的方向がその認識目標とその方法に応じてわれわれに提供するものとは、経済諸現象の経験的現象諸形態と経験的法則である。だが現実の現象は、実際には一部は非経済的な現象であろう。経済諸現象間の外的規則性は一部は少なからず非経済性の現象である。「現実の価格、現実の地代、資本利子、現実の所得諸現象は厳格な経済性の成果ではなく、経済的要因と非経済的要因(誤謬、意志薄弱、利他的傾向など)の成果である。」(29)

精密な理論研究は、人間の経済の合理的現象形態、その合理的目的関連とその法則——経済

性の現象形態およびその法則——を追求する。これによって追求されるのは、経験的理論の目標とは根本的に異なった認識目標である。それは決して幻などではなく、経済的現象の特性に適した理論的研究の厳密な方向の認識目標なのである。そしてその認識は、現実の経済の理解にとって極めて大きな意義をもつ。それは、一部はまさしく非合理的な現実の経済現象とその（決して厳格ではなくむしろ変動している）諸関係とに対して経済性の観点から判断を下すための尺度公準と規則である。「厳密な経済学的理論のいう現象形態と法則が、現実の経済の現象形態や法則とぴったり一致しないではないか、というなら、それは正しい。じつに当然のことだ。つまり厳密経済学はこの運命をすべての厳密科学と共有する。」(30)

最後にメンガーは研究状況について興味深い見方を示す。彼らドイツの歴史的エコノミストは「理論経済学の領域における厳密な研究の正当化をたしかに原理的に否定してはいる。ところが彼らの体系的叙述は、その研究の成果に満ちあふれている。厳密な経済学……の領域における独立した研究が多くのドイツの同僚によって忌避される。独立の研究の代わりにこの点では折衷主義が現われている。」(30) 要するに純粋経済学の原理的否定とは、単に研究上の沈黙にすぎない。だがそれは研究上の空白を意味し、折衷主義の不十分さが認識されればこの空白の有害さも自覚されるだろう、というのである。

「そうなればまた、バーム、ワルラス、ヴィーザー、ピールソン、マーシャル、シジウィック、ゴッセン、ジェヴォンズ等といった、厳密経済学の仕上げ人たちの著しい献身的努力が世に認められ、純粋理論の改革を目指した真摯な研究が受けるにふさわしい注目が寄せられるような時がやってくる。」(31)

このようなドイツの経済学の今日の状態を長所と欠陥の両面で他のなによりも反映しているのがこのハンドブックである、と記して書評は終わる。

以上の紹介の中でメンガーのポリティッシェ・エコノミーという用語に注目しても、1節でみたドライブの定式化との異同はあまり定かではない。基本的には重なっているとみてよいのではないか。彼の場合、この概念の外延をめぐって議論することよりも、理論形成の固有な意義を主張することこそが重要だったから、上記の詮索の意味は薄いかもかもしれない。ただし彼にとって重要だった課題を述べる時の用語法からは若干の特質もうかがえる。このことと、本節に関連して気づいたことを併せて最後に記す。

#### (1) メンガーの語法について

メンガーの語法では、Volkswirtschaft が「国民経済」を指すと見てよい場合もあるが、「経済現象一般」を意味する用法もみられる。それに応じて Volkswirtschaftslehre も単に経済学と表示できるような用例がある。したがって politische Oekonomie (経済) という現象世界を扱う学としての経済科学 Wirtschaftswissenschaft が一般的上位概念にあって、その下

で、財政を除いた国民経済論と市場の論理としてのエコノミクスを包摂する用語として Volkswirtschaftslehre と Nationalökonomie があまり意識されずに両方用いられている。固有の理論を表現したいときは「理論的」の形容詞を経済学 (VWL および Nö) に付している。

(2) Polizei について。

メンガーも言及したようにハンドブック第2版には治安警察 Sicherheitspolizei が加わったが、19世紀末にはすでにポリツァイが「警察」の意味で用いられるようになっていたことがうかがえる。もはや国家による行政 (施策) や政策という意味は失われている。

ちなみにフランスの古い例が A. スミス『法学講義』(1762年)の初回に紹介されている。ダルジャンソン氏がパリ警察の高官に就任したとき (1677年)、前任者に言われたことは、国王が要求するのは、1. 清潔 netete, 2. 安寧ないし安全 aisance, 3. 物価の安さ (財貨の十分な供給) bon marche, についての配慮である、ということだったそうである<sup>19)</sup>。そこではまだ複合的な意味をもっていたが、それでもみな「市民警察」的領域を指している。2の火災や事故・犯罪から住民を守る機能が今日的「警察」に特化してゆくことが想像できる。これに対して19世紀末の『ハンドブック』では「行政学」の部に治安警察が置かれた。

(3) メンガーの批判した、ドイツ経済学者の経済学の「一般部門と特殊部門とへの区分」の理解について。

シュモラーは『国家学事典』で一般国民経済学と特殊国民経済学の対比を行っている。「一般」のほうは抽象的・理論的な仕方では価値・所得の問題に課題を限定するにつれて閉鎖的な形をとるようになる。「これとは逆に、特殊国民経済学は歴史的であり、実践的・行政法的である。それは、西ヨーロッパあるいは個別国家の最近の国民経済的發展を時代順に、または国民経済の主要部門ごとに説明する。それは、具体的なもの、個別的なものから出発し、原因と制度の詳細を議論する。それは、初学者にたいしてあらゆる個別の問題を方法的に研究することを可能にする。」<sup>20)</sup>

いささか恣意的な引用をしたのは、このシュモラーの学問的叙述には、その表現の裏面にあるもう一つ状況の解釈も可能ではないか、と想像させるものがあるからである。それは、1860年代に始まった歴史的・統計的研究がひろまり、歴史 (経済史・行政史) 研究の隆盛のなかで学生間の競争と研究水準の上昇がおり、ここで育った優秀な若手が特殊国民経済学の研究 (例えば行政史の論文) で「哲学博士」の学位を得て、哲学部の「国家経済学」「国民経済学教授」のポストに就く、という事情の正当性が説かれている、と読めるからである。20世紀初頭のドイツの「二つの経済学」の争いは、大学教授職をめぐる競争でもあった<sup>21)</sup>。

19) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, Oxford: Clarendon 1978, 5. (Decr. 24. 1762) ちなみに職位は Lieutenant-General とされる。

20) シュモラー『国民経済、国民経済学および方法』田村信一訳、日本経済評論社、17-18ページ。

21) キース・トライブ『経済秩序のストラテジー』(小林・手塚・柘田訳、ミネルヴァ書房、1998年)

#### 4. 社会経済学要綱 (GdS) : 資本主義論へ

GdS は20世紀に入ってからのものであり、本稿の対象をはずれるが、上述したことのなかから幾つかのポイントを選び、ヴェーバー解釈に重ねる形で結びとして記したいことがある。

シェーンベルク版の後継を企画したジーベック社主は、ヴェーバーへの書簡(1912年4月20日付け)で、新版のタイトルについて、出版社としては経済学ハンドブック *Handbuch der politischen Ökonomie* が一番魅力的だが、財政学が入らないのでこの名称が使えるだろうか、と懸念を示した<sup>22)</sup>。第1節にみた観念は、シュモラーが国家学事典で記したことに示されるように、20世紀に入っても生きていたのである。ヴェーバーたちの1910年段階での構成が知られているが([資料4])、社主の恐れたように、旧シェーンベルク版の第一部のみがカバーされる形であった。

それだけではない。最大の変化は、現代経済を「資本主義」の語でとらえ<sup>23)</sup>、経済と近代国家の関わりを柱にした構成となった。細かく見れば、産業別の項目が用意されており、企画段階でもシェーンベルク版のどこまでをカバーしているかということには意が用いられた。それだけに、理論の部でオーストリア学派のヴィーザーの寄稿が得られる見通しがたったときのヴェーバーの喜びは大きかった。ここに「国民経済学」からの離脱が刻されることとなった。ただ、オーストリア学派の理論を頭に置くことで、シュモラー的「歴史学派」の経済理論を市場経済の一般理論に代えることになったかということ、そうではない。「第1部 経済と経済学」には「歴史 - 経験的理論」も置かれた。1914年発行の第一分冊の巻頭はビューヒャー執筆の「経済的發展段階」である。つまり、メンガーが認めた二つの認識方向の両方を取り入れている。

ビューヒャー (Karl Bücher, 1847-1930) は、1890年に、経営制度 *Betriebssystem* の形態として、家内労働 *Hausfleiss* (工業的自家生産)、手工業 (工業的顧客生産)、問屋制度 (分散した工業的商品生産)、工場 (集中した工業的商品生産) の段階的發展図式を提示するなど<sup>24)</sup>、経験的現象形態の理論的整理能力には定評があり、企画ものにはぜひ獲得したい大物であった。事実、ヴェーバーは GdS 企画ではビューヒャーとの交渉にずいぶん神経をつかっていた。

---

92ページの記述から示唆を受けている。

22) 小林純『ヴェーバー経済社会学への接近』日本経済評論社、2010年、105-6ページ。

23) 出版社社主ジーベックもこの変更を極めて重視していた。Wolfgang Schluchter, Entstehungsgeschichte, in *Max Weber Gesamtausgabe* II/24, Tübingen: Mohr 2009, S. 3.

24) Carl Bücher, Hausfleiss und Hausindustrie, in: *Das Handels-Museum*, Nr. 31-33, esp. Nr. 33 (14. 08. 1890), S. 569.

GdS 第一分冊 (1914年) にはヴェーバーの序文が掲載された。有名な表現を含むその書き出しを以下に引用する。

「この叢書では、他では扱われるのが一般的な問題圏のうち、さしあたり 1. 財政論, 2. 救貧制度論が入っていない。いずれも今日では全く独立した学科の対象をなしているからである。そうした諸学によって扱われる諸現象が社会経済 Sozialwirtschaft の形成に関わっている限りにおいて、そうした諸関連は (本叢書の第 2 ないし第 5 篇で) 個別的叙述の対象とされている。同様に私経済学 (Privatwirtschaftslehre, PWL) の基礎は、それが社会経済的諸関連の理解に必要と思われる限りにおいて、扱われている。他面では、多くの個別的叙述 (第 1 および第 3 篇) において、技術および社会的諸秩序に対する経済の諸関係が、通例なされるよりもたつぷりと扱われている。しかもこのことは意図的になされている。つまり、そうすることによって、そうした諸領域が経済にたいして有する自律性 Autonomie もまた明瞭に現われるのである。これは、経済の発展が何よりも生の一般的合理化 allgemeine Rationalisierung des Lebens の特殊な一部分現象として把握されねばならぬ、という見解に発したことである。」 (GdS 1. Abtl., S. VII)

見られるように、シェーンベルク版のころから時代が大きく変貌したことが示される。19世紀末から始まったビジネスマン育成の教育機関設立の動きの中で、経済学のうち生産論などを取り込んで企業実務に資する私経済学 (Privatwirtschaftslehre, PWL) が国民経済学 (VWL) から分立した。これにシュマーレンバッハの活躍も加わり、商科大学などでは商業活動の知識を体系化した経営経済学 (Betriebswirtschaftslehre, BWL) の名称が1920年代初めまでには定着した<sup>25)</sup>。このことだけでも、経済現象に関する学がポリティカル・エコノミーの専有物でなくなっていたことが分かる。

だがここではやはり「合理化」に注目せねばなるまい。ヴィーンのメンガーが1870代から、それをうけてドイツではディーツェルをはじめとする研究者が、強調していたことは、経済性の原理を、そしてそのみを基準にした行為の説明が「理論」として必要なものであり、それを公準として現実の現象を経済性の面から評価する、という手法であった。この要請にヴェーバーは、ヴィーザーの寄稿を得るという形で応えることができた。市場 (流通) 経済では、経済活動が、経済性を徹底追求する営利を原則とした企業に担われる。そこでは貨幣計算による形式合理性が貫徹し、経済の発展は合理化の進行として見られる。

だが欲求充足を目的とする行為は、必然的に「営利」となるわけではない。1920年に出された『経済と社会』の経済社会学章に頻出する「家計」の語に注目しよう。経済性以外の要素を

25) トライブ『経済秩序のストラテジー』132ページ。

含んだ「家計」の場では実物計算も用いられ、形式合理性のみが働くわけではない。ヴェーバーは「家計」と「営利経営」の区別を非常に重視している。もちろん前者でも経済性の原則は考慮されるが、その意味は「営利」の場合とは異なってくるのである。

ちなみにヴェーバーによる家計の定義を見ておこう。

「財をつぎのような目的、すなわち、(1) 自分自身の生計、あるいは、(2) 自分自身で使用する他の財の入手、のために継続的に使用し調達することを、家計と呼ぶ。」(富永 詠「経済行為の社会学的基礎範疇」、『ヴェーバー』中央公論社、1998年、333ページ)

この概念は、「ドイツ歴史学派」による経済史研究の成果を象徴するものである。これが研究史上重要な概念であることは確かであり、むしろ常識として認知されているほどである。だが、ここではそうした客観的な意味で言うのではない。ヴェーバーがGdSの担当章において、歴史学派が嫌っていた「理論のドグマ/個人主義/利己主義」等の表現で含意されるものの対抗像を示すこの語を、叙述の中心部分で活用したという意味において、象徴的と受け取りたい、ということである。先に触れたビューヒャーの経営体制論のように、継起的な経験的現象形態の整理は、経験的な「理論」とよばれ、メンガーもその意義を承認していた。ただしヴェーバーは、その概念を歴史過程からいわば切り離し、現象の論理的分け(カズイステーク)の用具として用いた。しかも論理構成に不可欠のものとなっている。

こうした経済性原則をはみ出る行為をも明確な位置づけをもって扱う領域として、ヴェーバーは「経済社会学」Wirtschaftssoziologieの語を採った<sup>26)</sup>。そのあり方は、シュモラーがかつて夢見た総合的な社会科学の一般理論といった形ではなく、宗教や支配、法の社会学が出されたように、相互にその成果を前提しあう専門個別領域の一つとしてであった。

## あとがき

『小林昇経済学史著作集』から、今回、「リストと経済学における歴史主義」(第VII巻所収)と「『ポリティカル・エコノミー』の射程」(1978, 第XI巻所収)を挙げる。

前者からは、経済学史における歴史意識とはなにか、ということを考えさせられた。小林昇氏は、いわゆる歴史学派には点が辛く、ヴェーバーを高く評価する。いわば深い歴史意識が思考 Denkweise のベースになって、なんらかの働きをするということが求められているのだろうか。だが、その働きの結果の表出の場ということも考えなくてはならない。リストの場合、政策的展望のところにもそれを見ることができる。だがヴェーバーの場合はおおよそ異なっており、

26) 以前、拙い形で触れておいた。小林純『マックス・ヴェーバーの政治と経済』白桃書房、1990年、III.

宗教社会学的研究にそれが認められている。どうも決まった次元での表出は求められていないようである。ならば理論観や政策観などと限る必要はなさそうだ。

後者からは経済学の「原罪」性ということを考えさせられた。氏はドイツを対象とする研究者に厳しい注文を出している。Volk, national に込められ得る含意を見過ごすな、という。ただしヴェーバーはこれにこだわることなく、現実科学としての社会科学 Sozialwissenschaft を自己の旗印として採った。そこで私は、ヴェーバーにあっては氏の問題意識が融解させられたのではなく、いわば普遍史的な問題として消化されているのではないかと考えてみた。

以上が今回の問題意識の一端である。うまく表現できていないことは承知している。拙著『ヴェーバー経済社会学への接近』で扱った「目的 価値」合理性の拮抗作用（折原浩氏の表現）は行為レベルの語であるが、経済分析のタームとしての「家計と営利」二分法も、理論装置の根幹にあって普遍史の利用に耐えるものではないか。以上、言い訳である。

付記：資料収集にあたり2010年度経済学部資料調査費の交付をうけた。また史料の利用について九州大学中央図書館にお世話になった。

【資料1】 Rau, Lehrbuch der politischen Oekonomie 目次 (生前最終版)

**第1巻 国民経済論の原理** Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 8. Ausg. 1868 9.

全体系への序

経済理論 Volkswirtschaftslehre

1. Buch. 国民的富の本質
2. Buch. 富の諸部分の形成
3. Buch. 富の分配 (交換における価格, 所得の諸部門) (以上, 第1分冊。以下, 第2分冊)
3. Buch. (つづき) 3. の結語 - 財の流通
4. Buch. 消費
5. Buch. 生産的産業 die hervorbringenden Gewerbe

**第2巻 経済政策の原理** Grundsätze der Volkswirtschaftspolitik, 5. Ausgabe 1862 3.

序

1. Buch. 直接的生産活動ないし素材加工の振興
  1. Abschnitt. 生産諸条件一般の配慮
    1. Abtheilung. 労働一般の配慮
    2. Abtheilung. 資本一般の配慮
    3. Abtheilung. 企業
  2. Abschitt. 素材加工の個々の階級への施策
    1. Abtheilung. 鉱山への施策
    2. Abtheilung. 農業への施策 (以上, 第1分冊。以下, 第2分冊)
    3. Abtheilung. 工業への施策 (Pfleger der Gewerke)
2. Buch. 財生産の分業の振興 Beförderung der Vertheilung des Gütererzeugnisses
  1. Abschnitt. 交換流通活動の振興 Beförderung des Tauschverkehrs
    1. Abtheilung. 交換流通活動のための規則一般
    2. Abtheilung. 商業政策 Handelspflege
  2. Abschnitt. 信用組織
  3. Abschnitt. 国家権力の価格への関与
  4. Abschnitt. 救貧制度
    1. Abtheilung. 貧困の一般的考察
    2. Abtheilung. 貧困の予防
    3. Abtheilung. 貧困の退治
3. Buch. 財消費にかかわる諸規則

**第3巻 財政学の原理** Grundsätze der Finanzwissenschaft, 5. Ausg. 1864 5.

序

1. Buch. 国家支出
2. Buch. 国家収入
  1. Abschnitt. 政府の事業収入 Privaterwerb der Regierung
  2. Abschnitt. 高権による収入 Einkünfte aus Hoheitsrechten
  3. Abschnitt. 手数料収入
  4. Abschnitt. 租税一般 (以上, 第1分冊。以下, 第2分冊)
  4. Abschnitt. (続き) 租税の個別的種類
3. Buch. 国家の収入と支出の関係
4. Buch. 財政制度の外的組織

【資料2】 シェーンベルク編 Handbuch der Politischen Oekonomie, 2 Bde, 1882. (第1版)

**第1巻 第1部 国民経済論 Volkswirtschaftslehre**

- |                                 |                                      |                          |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 01. 国民経済                        | Volkswirtschaft                      | G. Schönberg             |
| 02. 経済学の歴史                      | Geschichte der politischen Oekonomie | H. v. Scheel             |
| 03. 社会主義と共産主義                   |                                      | H. v. Scheel             |
| 04. 国民経済論の基礎概念                  |                                      | Fr. Neumann              |
| 05. 経済的生産一般                     |                                      | Fr. Kleinwächter         |
| 06. 価格形成                        |                                      | Fr. Neumann              |
| 07. 貨幣・鑄貨制度                     |                                      | E. Nasse                 |
| 08. 信用と銀行制度                     |                                      | A. Wagner                |
| 09. 輸送・交通制度                     |                                      | E. Sax                   |
| 10. 度量衡                         |                                      | L. Jolly                 |
| 11. 国民経済的分配                     |                                      | Th. Mithoff              |
| 12. 国民経済的消費                     |                                      | W. Lexis                 |
| 13. 農業 第1部                      |                                      | Th. Frhr. von der Goltz  |
| 14. 農業 第2部 狭義の農業政策, 農業立法        | Meitzen                              |                          |
| 15. 林業                          |                                      | J. A. R. Helferich       |
| 16. 漁業                          |                                      | B. Benecke               |
| 17. 鉱業                          |                                      | R. Klostermann           |
| 18. 工業 第1部                      |                                      | G. Schönberg             |
| 19. 工業 第2部 工業労働者問題              |                                      | L. Brentano              |
| 20. 工業 第3部 工業的所有権保護, とくに特許・商標など |                                      | R. Klostermann           |
| 21. 商業                          |                                      | W. Lexis                 |
| 22. 保険                          |                                      | A. Wagner                |
| 23. 労働サービス                      | Persönliche Dienstleistungen         | G. Schönberg u. L. Jolly |
| 24. 人口論                         | Bevölkerungslehre                    | G. Rümelin               |

**第2巻 第2部 財政学 Finanzwissenschaft**

- |                |          |                    |
|----------------|----------|--------------------|
| 01. 本質, 課題, 歴史 |          | F. H. Geffcken     |
| 02. 国家の支出      |          | F. H. Geffcken     |
| 03. 国家の営業収入    |          | H. v. Scheel       |
| 04. 手数料        |          | K. Fr. Schall      |
| 05. 一般租税論      |          | J. A. R. Helferich |
| 06. 特殊租税論 第1部  | いわゆる直接税  | A. Wagner          |
| 07. 特殊租税論 第2部  | 消費税      | K. Fr. Schall      |
| 08. 特殊租税論 第3部  | 関税, 戻し税  | K. V. Rircke       |
| 09. 特殊租税論 第4部  | 流通税, 相続税 | K. Fr. Schall      |
| 10. 財政と公信用の秩序  |          | A. Wagner          |

**第3部 行政学 Verwaltungslehre**

- |                |                              |            |
|----------------|------------------------------|------------|
| 01. 統計         |                              | G. Rümelin |
| 02. 国内行政の官僚組織  |                              | G. Meyer   |
| 03. 保健衛生と保健行政  |                              | L. Jolly   |
| 04. 狩猟行政       |                              | L. Jolly   |
| 05. 救貧者救済と救貧行政 | Armenpflege und Armenpolizei | Löning     |
| 06. 道徳行政       | Sittlichkeitspolizei         | Löning     |

(項目番号はローマ数字をアラビックに変えた)

【資料3】 Roscher, Grundriss zur Vorlesungen über die Staatswirtschaft nach geschichtlicher Methode, 1843.

序論

第1編 一般論

第1章 財の生産

第2章 財の分配

第3章 財の消費

第2編 国民経済

第1章 原生産

農業

第2章 工業

第3章 商業

第4章 人口

第3編 国家財政

第1章 ドメエネン及び諸特権

第2章 租税

第3章 特別国家収入

第4章 国家支出

第4編 学説史

(ロツシャー『歴史的方法に拠る国家経済学講義要綱』(山田雄三訳, 1941年)の目次より)

【資料4】 GdS 1910年プラン MWG 1/24, S. 145-154.

第1部 経済と経済学

第2部 近代資本主義経済の独自の要素

第3部 個々の営利領域と国内経済政策

第4部 近代国家の対外経済および対外的経済・社会政策

第5部 資本主義の社会的諸関係と近代国家の社会的対内政策